

第2章 3Rにかかわる施策：日本における3R政策を中心に

3Rの推進が必要とされる社会的な要請は、その国の経済社会の発展段階によって差異があり、また、そうした要請に対応するための方策についても異なってくるものと考えられる。日本においては、これまで、本章で紹介するようなさまざまな3R関連政策が行われてきた。しかし、これらの政策の歴史は、アジア諸国等他国では必ずしも十分に認識されていない。

本調査では、社会的要請とそれらに対する政策展開について、歴史的な展開に留意しながら整理を行う。併せて、途上国に同様の施策を適用する場合に注意すべき点について明らかにする。整理の視点は、①産業政策としてのリサイクル政策、②リサイクルシステムの各段階における施策、③産業廃棄物を対象とした3R政策、④その他の4分類に便宜的に分けた。

第1節 産業政策としてのリサイクル政策

(1) 産業政策としての廃棄物等の再資源化の位置づけ

1973年8月、通商産業省に「省資源・省エネルギー政策」の検討の一環として、「廃棄物再生利用委員会」が設置された。同委員会は、立地公害局公害防止企画課が取りまとめを行っているが、資源エネルギー庁石油部精製流通課（廃油）、工業技術院研究開発官室（資源再生利用技術システム開発）、基礎産業局製鉄課（スチール空缶、鉄鋳滓）、同基礎化学製品課（廃プラスチック）、同化学製品課（廃棄タイヤ）、同非鉄金属課（オール・アルミニウム空缶）、生活産業局紙業課、同日用品課（空びん）、機械情報産業局自動車課（廃車）、同電子機器電機課（廃棄家電製品）、鋳鍛造品課（鋳造用廃砂）等、通商産業省の再資源化に係るさまざまな部署から構成されていた。

同委員会は、廃棄物ごとの回収、処理、再生利用システムの現状を取りまとめるとともに、今後の施策について検討し、1974年に中間報告が発表されている（通商産業省廃棄物再生利用委員会編[1974]所収）。技術開発の方向性を示すとともに、国、地方公共団体、事業者、消費者の役割分担、啓蒙普及活動の重要性等についても論じている。

この中間報告後、産業構造審議会に、廃棄物再資源化小委員会が設置され、1977年には、「資源有限時代における再資源化政策のあり方について」という中間答申がまとめられている。

1970年代半ばの、これらの動きの背景には、まず、石油ショックによる資源価格の高騰がある。通商産業省廃棄物再生利用委員会編[1974]でも「従来の資源多消費型の産業構造では、今後ますます貴重なものとなる資源の不足を招き、今後の経済発展さえも危ぶまれることが予想される。このため、産業構造の転換はもちろんであるが、限りある資源を有効に使い、無駄を省いた利用方法の開発が望ましいものと考えられる。」と述べている。

次に、廃棄物問題の深刻化があげられる。1971年には、「ゴミ戦争」が東京都知事により宣言されるなど、廃棄物の処分に係る紛争が顕在化した。また、地方公共団体の従来の処理能力では適正に処理できない「適正処理困難物」に対して、製造者に引取りを求めるなどの動きもでてきた。1974年2月には、東京都清掃審議会が「適正処理困難物の指定」に関する答申を行なっている。プラスチック製品、家庭電化製品、自動車・オートバイ、タイヤ、ピアノについて、関連業界の自主回収処理体制の整備等の自主的努力を促すことが提案されている。一方、通商産業省廃棄物再生利用委員会編[1974]では、適正処理困難物の処理を事業者の責任とすることへの問題点が指摘されており、適正処理困難物に関する議論も、通産省の取組の背景の一つとなっていると考えられる。

(2) 業界団体の設立

1970年代の資源価格の高騰、適正処理困難物に関する議論、散乱ゴミ問題、通産省の廃棄物等の再資源化に関する取組などを受け、1970年代前半には、リサイクル関連の業界団体が相次いで設立された。

表1 1970年代前半に設立されたリサイクル関連の業界団体

年	名称（設立時）	現在の名称
1971年11月	プラスチック処理研究協会	プラスチック処理促進協会
1973年4月	あき缶処理対策協会	スチール缶リサイクル協会
1973年	オール・アルミニウム回収協会	アルミ缶リサイクル協会
1973年	食品容器環境美化協議会	食品容器環境美化協会
1974年3月	古紙再生促進センター	古紙再生促進センター
1974年9月	家電製品等再資源化促進協会	家電製品協会
1975年7月	日本鉄屑工業会	日本鉄リサイクル工業会
1975年	クリーン・ジャパン・センター	クリーン・ジャパン・センター

ごみの散乱が問題となり、リサイクル技術の確立や回収システムの確立に焦点があてられたプラスチックや空き缶などにくわえ、「もっぱら物」として市場で回収、リサイクルされてきた古紙や鉄くずに関しても協会が設立され、設備の近代化、公害対策などに関する活動が行われた。これらの団体は、リサイクルに関する啓蒙活動のみならず、技術開発や内外の政策動向に関する調査、統計データの収集などについて重要な役割を果たしてきている。

1976年代後半以降も、その時々必要性にあわせ、リサイクル関連の団体が設立されている。これらの団体は、パイロット回収プログラムの実施、統計の整備、再生資源の規格の作成などを担ってきた。

表2 1980年代以降に設立された主なリサイクル関連の業界団体

年	名称（設立時）	現在の名称
1978年	鉄鋼スラグ協会	鉄鋼スラグ協会
1984年	ガラスびんリサイクリング推進連合	ガラスびんリサイクル促進協議会
1991年5月	発泡スチロール再資源化協会	発泡スチロール再資源化協会
1992年	全国牛乳容器環境協議会	全国牛乳容器環境協議会
1992年5月	日本タイヤリサイクル協同組合	日本タイヤリサイクル協同組合
1993年6月	PET ボトルリサイクル推進協議会	PET ボトルリサイクル推進協議会
1998年5月	塩ビ工業・環境協会	塩ビ工業・環境協会
2000年3月	段ボールリサイクル協議会	段ボールリサイクル協議会
2000年11月	自動車リサイクル促進センター	自動車リサイクル促進センター
2006年7月	中古情報機器協会	中古情報機器協会

（3）リサイクル産業の近代化・投資の支援

リサイクル産業の近代化、投資への支援は、さまざまな形で行われてきている。

1970年前後には、リサイクル産業についても他の産業と同様に公害問題への対応が求められ、公害防止投資の必要性が高まった。リサイクル産業のみを対象としたものではないが、公害防止事業団、中小企業金融公庫などの低利融資の仕組みが作られた。

また、業界団体による債務保証制度としては、古紙再生促進センターが、古紙供給業界の構造改善及び古紙の安定供給を目的として、古紙供給業者が合理化設備等を導入する際の金融機関からの借り入れに対してその債務の保証を行う事業を行っている。1974年度から、2004年度までで、71件 34.59億円の債務保証が行われている。

リサイクルに関する設備導入に対する助成措置としては、経済産業省、環境省が1997年から進めているエコタウン事業があり、地方自治体が策定したエコタウンプランについて経済産業省、環境省の承認を得て、普及・啓発事業や先進的なリサイクル施設の建設に対する補助が行われてきた。2006年1月までに、26都市が承認されている。

さらに、3R技術の実用化により循環型社会の構築に資する技術開発を支援するための助成制度、日本政策投資銀行や中小企業金融公庫等による3Rに資する設備の導入への低利融資、リサイクルに資する設備の税制優遇措置などの施策も講じられてきている。

（4）技術開発

3R関連の技術開発は、さまざまな形で実施されてきている。工業技術院は、1973年から都市ゴミ再資源化処理技術システムの研究開発に取り組んだ「スターダスト'80」と呼ばれるプログラムが展開された。

その後も、NEDO や文部省科学研究費、旧厚生省や環境省の廃棄物関連の科学研究費などによる研究が行われてきている。

第2節 リサイクル・システムの各段階における施策

(1) 集団回収・資源分別収集、回収システムの設計

再生資源の回収の仕組みは、さまざまである。モノや地域、財政状況などに応じて、再生資源の収集の方法を考える必要がある。

表3 資源回収システムの設計

	内容	負担・問題	対策・注意点
民間業者による各戸収集	民間業者が、各戸を回り買取、引き取りなどを行なう。	排出者：手間がかからない。売却による収入がある。 問題：盗難の温床となる場合あり。 賃金を含むコスト上昇とともに、減少する可能性あり。 有価物に限定される。	業者の登録制度 集団回収、資源分別収集への移行
収集場所での、ウェーストピッカー等による分別	ゴミの収集場所で輸送まえに、ウェーストピッカーが分別作業を行い、有価物を回収	排出者：手間はかからない。 問題：ゴミの散乱。 賃金を含むコスト上昇とともに、減少する可能性あり。 有価物に限定される。	定時回収にあわせたゴミ排出の義務付け。 集団回収、資源分別収集への移行。
混合収集後、中継施設、埋立処分場などでの資源回収	中継施設、埋立処分場での資源回収。	排出者：手間はかからない。 問題：賃金を含むコスト上昇とともに、経済性は悪化	集団回収、資源分別収集への移行。
買い取り店・センター	排出者等が持ち込む再生資源の買取りを行なう。民間業者が行なっている場合が多いが、東南アジアでは自治体	排出者：持ちこみに関し手間がかかる。収入が得られる可能性あり。 問題：民間で実施す	集団回収、資源分別

	がおこなうこともある。	る場合、賃金を含むコスト上昇や排出者の負担感とともに、減少する可能性あり。 有価物に基本的には限定される。	収集への移行。
店頭回収、配達時の回収	販売店での回収（スーパーでの牛乳パック等の回収、販売店での小型2次電池、蛍光灯の回収）、新製品の配達時のそれまで使っていた製品の回収（家電）	排出者：店頭回収については、手間が若干かかる場合もある。また、直接の利益還元はない。	
集団回収	町内会、学校単位などで、再生資源を集め売却。	排出者：各戸個別の収入ではなく、コミュニティでの活動を通して、利益は還元される。 収集業者：各戸訪問より、効率的に収集できる。 問題：有価物に限定される。	地方政府の支援金（低価格の有価物の回収の促進）
処理特性に合わせた分別収集	わが国では焼却施設の導入に合わせて、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」の分別が行われた。また、危険性などの面から収集困難物もが指定される場合がある	排出者：直接の利益還元はないので、排出者の行動をどのように引き出すかが課題。	わが国では可燃ごみ、不燃ごみの分別区分の導入を通じて、ごみ問題に関する住民とのコミュニケーションが開始された。
資源分別収集（シングルストリーム）	「資源ごみ」と「非資源ごみ」、「生ごみ」と「生ゴミ以外」などの2分別にわけ、「資源ごみ」や「生ゴミ以外」	排出者：直接の利益還元はない。 収集コスト：収集車の走行距離は、細かく分別するより少な	

	として収集したものを、集中的に分別 (日本では少ない)	く済む 分別コスト：収集後の分別作業にコストがかかる。	
資源分別収集 (資源ごみを複数に分類。マルチストリーム)	資源ごみを、複数の分類で分別回収。	排出者：直接の利益還元はない。 収集コスト：シングルストリームより収集車の走行距離が長くなる。 分別コスト：収集後の分別作業のコストは減少。	需要先を把握しながら、分類の基準を作る必要あり。

(2) 再生資源の規格策定

再生資源は、収集の段階等で異物が混入する可能性があるが、異物によっては、リサイクル製品の品質を大きく左右することになる。再生資源を利用する事業所の処理工程によって、対応できる異物の量は異なる可能性があるが、取引を円滑化するため、再生資源の標準的な分類や規格が、業界団体等によって作られている。

古紙については、古紙再生促進センターにより、古紙標準品質規格がつくられ、禁忌品、他の紙種の混入率、水分の許容量を定めている。また、雑がみ・オフィスペーパーの分別基準が作られている。古紙の規格を策定するに当たっては、古紙の品質規格と取引慣行に関し、紙・板紙製造業者、直納業者を対象にアンケート調査が行われた。アンケートを通して、規格の必要性を確認するとともに、各業者が運用していた規格やそれらの問題点などを明らかにしている（古紙再生促進センター[1979]）。

古紙以外にも、ガラスびんリサイクル促進協議会による回収ガラスビンの品質評価基準、等が定められている。

(3) 業界の自主的取組の促進：産業構造審議会及び廃棄物処理・リサイクルガイドライン

業界の自主的な取組を促す手法の一つとして、業界との相談を実施しながら、ガイドラインを策定するやり方がある。1990年に、産業構造審議会は、「廃棄物処理・リサイクルガイドライン」を策定した。事業者が遵守すべき事項を提示することにより、事業者の自主的な取組を促進することを目的としたものである。品目別（15品目）及び業種別（10業種）のガイドラインが作成された。その後、適宜、品目や業種が追加され、2001年には、35の品目別ガイドライン及び18の業種別ガイドラインが作成されている。

自主的取組を促す方式としては、日本では、あまり行われていないが、自主協定(Voluntary Agreement)を結び回収プログラムを実施するといった方法も考えられる。アジア地域でも、香港での電池の回収プログラムなど、自主協定を結び回収への取り組みを協調して行う場合がある。

(4) 関係者の役割分担の明確化

再生資源が有価で取引されず、市場メカニズムのみではリサイクルが十分に行われていない物品に関して特にリサイクルを行うことが必要な場合に、費用負担を含めリサイクルにかかわる関係者の役割を法律により規定することで取組を進めることがある。具体的には、地方公共団体における廃棄物処理費用の高騰、最終処分場の建設に対する周辺住民の反対等から処分場制約が顕在化する中で、資源の有効利用の観点も踏まえ個別品目に着目したリサイクル法（容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法）が1990年代半ば以降成立・施行されている。

これらの法律では、生産者、排出者、流通業者など、回収・リサイクルの役割を担う者の義務をそれぞれ定めている。細かな内容は、それぞれの法律で異なっているが、従来の排出者責任の考え方に加え、拡大生産者責任という政策アプローチが導入され製品の流通や処理実態を踏まえた制度が構築されている。

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法については、拡大生産者責任の考え方を取り入れた内容となっている。容器包装リサイクル法では、容器を用いた商品を販売（輸入を含む）したり、また容器を製造したり、包装を用いた商品を販売（輸入を含む）したりする事業者に対して「再商品化義務」を課している。また、消費者は分別排出の責務を、市町村は分別収集の責務が定められている。家電リサイクル法では、製造業者及び輸入業者が引き取り義務および対象機器ごとに定められる再商品化義務を負っている。小売業者には、一定条件の下で引き取り義務と引渡し義務が課せられており、収集段階での役割を負っている。自動車リサイクル法では、自動車製造業者及び輸入者に対して、フロン類、エアバック類、シュレッターダストの引取りを義務付けるとともに、フロン類の破壊、エアバック、シュレッターダストのリサイクルを行なうことを義務付けている。また、自動車保有者は、使用済みとなった自動車を引き取り業者に引き渡すことが義務付けられている。自動車販売、整備業者等の引き取り業者は、自動車保有者から使用済み自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者へ引き渡すこととなっている。

法制度が導入されるまでは、廃容器包装と廃家電の収集・処分は、主に地方公共団体が担当していた。その費用負担は、排出者に一部転嫁される場合もあったが、廃棄物の処理費用の増大への対応が必要となった。費用負担の方法は、各法律で異なった形となっている。容器包装リサイクル法では、明示されていないが消費者の購入時の製品価格に転嫁される形となっている。家電リサイクル法では、廃棄時に消費者が回収とリサイクルに要する費用を負担する形となっている。

一方、自動車リサイクル法については、既存のリサイクルの仕組みがあったものの、不法投棄が問題になったシュレッダーダストや、オゾン層破壊や地球温暖化への対応から回収が求められているフロン類、近年、装備品として急速に普及したエアバックの処理等を生産者等に求める形となっている。費用面に関しては、新車購入時に、シュレッダーダスト、エアバック、フロン類の処理料金を消費者が購入時に負担する形となっている。

食品リサイクル法、建設リサイクル法では、排出者の責任が強化されている。食品リサイクル法では、食品の製造・加工業者、食品の卸売り・小売業者、飲食店及び食事の提供を伴う事業を行なう者が食品関連廃棄物の排出者とされ、再生利用等に計画的に取り組み、一定以上のリサイクルを義務付けている。建設リサイクル法では、解体工事の受注者が分別解体、再資源化の義務を負っている。また、解体工事を発注する建設業者は、分別解体等の計画を作成し、受注者に説明すること、都道府県知事へ工事の届出をすることが定められている。

これらの排出者責任の強化は、廃棄物の処理に関する責任を、リサイクルの領域まで拡大させる性格を有しているといえる。

(5) リサイクル製品の工業規格

リサイクル製品の工業規格を策定することは、その製品の品質に対する信頼性を高め、公共工事等における発注を容易化する上で重要な取組である。日本では 1950 年代から日本工業規格 (JIS) として、パーティクルボード、更生タイヤなどリサイクル製品の工業規格が作成されてきているが、近年、建設資材を中心に新たなリサイクル製品の工業規格が作られ利用されてきている。このような近年の取組は、日本工業標準調査会の環境・リサイクル部会 (環境・資源循環専門委員会に改組) が 2000 年 6 月にまとめた「資源循環型社会構築に向けた標準化施策について」や環境・資源循環専門委員会が 2001 年 8 月にまとめた「分野別標準化戦略 (環境・資源循環)」で方向付けられ取り組まれてきた結果である。

また、どのように環境 JIS が利用されているかに関する実態調査も行われ、住民の安心、発注側の担当者に環境関連の知識が無くても発注が容易にできることなどが評価されている (「環境 JIS 調査結果報告」第 23 環境・資源循環専門委員会資料、2007 年 2 月 2 日)。

(6) 環境ラベル

リサイクルを推進するためにはリサイクルによって得られる製品の需要を拡大することが必要であり、環境保全につながる商品を、わかりやすく消費者にアピールするため、ラベリングが行われている。ISO (国際標準化機構) では、タイプ I (ISO14024 : 基準に基づく第 3 者認証) タイプ II (ISO14021 : 事業者の自己宣言) タイプ III (ISO14025 : 定量的製品環境負荷データの開示) の 3 種類を規定している。リサイクル製品を明示的に示すことが行いやすく、また、政府による支援の可能性が高いのは、タイプ I のエコラベルである。日本におけるタイプ I のエコラベルとしては、エコマークがある。

表4 エコマークにおける3R関連製品の商品類型（例）

類型番号	商品類型名	
106	情報用紙	古紙パルプ配合率が70%以上であること。 PPC用紙にあつては、古紙パルプ配合率が100%、OCR用紙にあつては、古紙パルプ配合率が50%以上であること。
108	衛生用紙	古紙パルプ配合率が100%であること
109	タイル・ブロック	再生原料に応じて、基準配合率などが定められている。例えば、焼却灰については、前処理として熔融スラグ化されたものを、常温成形品は50%、焼成品・熔融品は40%利用することが求められている。
111	木材などを使用したボード	木質部の原料として、再・未利用木材および廃植物繊維の配合率が100%であること。

2008年1月、古紙パルプの配合率に関する偽装が発覚した。科学的な古紙配合率の検証方法など、再発防止に関する検討が始まってきている。環境ラベルが途上国で普及した場合、同様の問題が生じる可能性があり、日本で今後構築される基準に適合しているかの検証のしくみの構築は、他国にも参考になる可能性がある。

(7) グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）は、環境物品等（リサイクル製品を含む）の需要面からの取組が必要であるとの観点から2000年に制定された。国等の公的機関が、環境物品等の調達方針を作成・公表すること、当該方針にもとづいて物品等の調達を行なうことが定められている。

開発途上国でグリーン購入法を導入する前提としては、エコラベルやリサイクル製品の工業規格が整備されていることが前提となる。

(8) 解体・分別を容易にするための表示

リサイクル段階での分別を容易にするために、さまざまな製品で材質の表示が行われている。代表的なものとしては、プラスチックの材質表示がある。アメリカのプラスチック工業協会が制定した回収のための識別コードが他の国でも利用されている。

日本では資源有効利用促進法に基づく枠組みとして、スチール製・アルミ製の缶、ペットボトル、小型2次電池、塩化ビニル製建築資材等が「指定表示製品」に指定され、製造事業者及び輸入事業者が識別表示を行うこととされている。

また、家電製品では解体時の効率性を向上させるために、解体を容易にするためのネジ

に関する表示や、素材の表示などが利用されてきている。また、電気・電子製品のプラスチック部品に関しては、難燃剤含有なしやプラスチック再生材の含有を示す材質表示も JIS で定められている。

第3節 産業廃棄物を対象とした3R政策

(1) 廃棄物情報交換事業

産業廃棄物の排出事業者と再生利用事業者のマッチングを目的とした「廃棄物情報交換事業」が、1970年代後半からいくつかの地方公共団体で行われている。大分県が1976年に開始したのを契機として、他の県・市等でも同様の取組が行われている。大分県では、廃棄物処理計画を作成するに当たって産業廃棄物の発生状況について調査を行ったところ、再生利用できるにもかかわらず、再生利用されていない可能性の高い産業廃棄物が少なくないことが明らかになり、排出者と再生利用者のマッチングに取り組むことにしたという。

また、(財)クリーン・ジャパン・センターでは、情報交換制度の経験の共有を図るための全国連絡協議会の開催や、複数の県の廃棄物交換事業をつなげ、より広域の廃棄物交換プログラムの実施の支援を行った。

先に述べたエコタウン事業においても、エコタウン内の企業間の連携やエコタウン同士の連携等を深める事業も始まってきている。川崎のエコタウンでは、産業・環境創造リエゾン・センターが2004年に設立され、同センターが廃棄物の排出事業者と利用事業者を結びつけるため、川崎臨海部立地企業57社を対象に廃棄物の発生状況・再生利用状況に関するアンケート調査を実施した。35社から回答を得て、廃棄物の再生利用のための情報共有のしくみを構築している。また、経済産業省では、各エコタウンで受け入れ可能な資源、生産されるリサイクル製品や廃棄物をウェブ上で公表し、エコタウン内およびエコタウン間等の広域での連携を強化する試みが行なわれている。

廃棄物の排出者と再生利用業者を結びつけるマッチングは、近年では民間のビジネスとしても展開されてきており、ネット上での取引市場の運営なども行われている。

これらの事業の成果については、営業秘密性が高いことから実際に交換が成立したケースの情報公開に企業が積極的でないなどから、あまり体系的に整理されていない。

廃棄物情報交換事業が現在まで続いている場合もあれば、2年ほどの期間で終了している例もある。マッチングが成立した後は、仲介者を通さず取引が実施されるようになることが背景にあるようである。事業そのものは2年ぐらいで終了したとしても、取引が活発におこなわれるようになれば成果といえる。取引が継続的に行われるためには、排出者と利用者のそれぞれの生産工程、廃棄物の性状等に対する情報共有が十分に行われるとともに、適切な助言が行える専門家が関与していることが重要と考えられている。

表5 廃棄物交換成立事例

廃棄物名称	提供業種	受入業種	利用用途
焼却灰	電力会社	製造業（化学工業）	中和剤
燃えがら	火力発電所	セメント製造業	セメント原料
燃えがら	製紙業	製鉄業	保温材
食料品残渣	食料品製造業	肥飼料製造業	肥飼料
活性汚泥	食料品製造業	農業	肥料
製紙スラッジ	製紙業	肥飼料製造業	肥飼料
製紙汚泥	紙製造業	石炭製品製造業	化成炭原料
汚泥（無機）	メッキ業、精密機械	古物商	金属回収
無機性汚泥	化学工業	断熱材製造業	断熱材原料
マシン油			アスファルト合材
食用油	給食業、病院	廃油再生	石鹼原料
廃油	輸送業	廃油再生業	再生油
廃油	電気機械器具製造業	金属部品製造業	部品の脱脂洗浄
廃油	輸送業	窯業土石	燃料
廃油	集積回路製造業	容器製造業	研磨剤
廃溶剤	電子工業	再生業	廃溶剤再生
廃酸		凝集材原料	凝集材原料
廃溶剤（現像廃液）	サービス業	化学工業	再生
廃タイヤ	自動車解体業	セメント製造業	セメント原料
廃プラスチック	廃プラ排出業	再生業	土木用杭原料
木くず	製材業、木材、木製品	チップ問屋	製紙原料
繊維くず	衣服、繊維製品製造業	反毛メーカー	フェルト再生
コーヒーの豆かす	食品製造業	製造業（肥飼料）	飼料・肥料
ゴムくず	ゴミ製品製造業	廃棄物処理業	助燃材
銅ドライ粉	印刷業	機械部品製造業	再生原料
ガラスくず	コンクリート製品製造業	造園業	造園材料
鋳さい	製造業	建設業	路盤材
ダスト類	化学工業	窯業土石	断熱材原料

出所：クリーン・ジャパン・センター（1988）の巻末資料「交換成立事例の分類例」から抜粋。

(2) 産廃税

三重県での導入を皮切りに、他の地方公共団体においても工場等から排出される産業廃棄物のリサイクル促進、及び最終処分量の削減を目的とする課税制度の導入の動きが見られる。地方公共団体によって異なるものの、当該地方公共団体内に立地する工場等から排出される廃棄物のうち最終処分される廃棄物量に応じて課税するというものが一般的である。

(3) 産業廃棄物に関する情報管理

産業廃棄物に関する情報については、排出事業者に対しては、廃棄物の排出状況、処理状況等の把握が都道府県によって実施され、また、処理事業者に対しては処理量等の報告が義務付けられてきた。また、マニフェストシステムなどの情報管理システムも整備されている。

これらは廃棄物処理法に基づいて産業廃棄物の適正処理を主たる目的として整備されたものであるが、集積された情報は、3R政策の重要性の高まりに呼応して、3Rへの取組状況の把握にも利用可能なものとなっている。

第4節 その他の施策

(1) 基本法・計画：循環型社会形成基本法・循環型社会形成基本計画

日本においては、3Rに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、施策の基本となる事項を定める基本法として「循環型社会形成推進基本法」を制定し、同法に基づき「循環型社会形成推進基本計画」の策定を政府に求めている。

日本の「環境基本法」に相当する環境関連の法律は各国で整備されており、中期的な計画も各国で策定されている。その中では廃棄物関連の内容が盛り込まれている場合もあることから、必ずしも3Rに特化した「基本法」が必要な訳ではないが、循環型社会形成推進基本法及び循環型社会形成推進基本計画に盛り込まれている事項については、他国にも参考になるものと考えられる。特にマクロの物質フロー指標とその数値目標（資源生産性、循環利用率、埋立処分量）の設定などは、OECDで活用のためのガイドラインが策定されており、今後各国において参考となる取組と考えられ、マスタープランの作成等に関する国際協力のなかで活用していくべきと考えられる。また、計画の作成、評価の前提として、3R関係の統計整備等について支援を行うことも考えられる。

<参考文献>

家電製品協会製品アセスメント専門委員会家電製品リサイクルマーク標準化ワーキンググループ[2003]『家電製品のリサイクルマーク標準化に関する調査研究報告書』。

クリーン・ジャパン・センター[1988]『昭和 62 年度 日本自転車振興会補助事業 廃棄物
交換促進システム調査報告書』

古紙再生促進センター[1979]『古紙の標準品質規格に関する調査研究報告書』クリーン・ジ
ャパン・センター委託。

通商産業省廃棄物再生利用委員会編[1974]『廃棄物資源化—現状と展望—』産業公害防止協
会。

東京都清掃審議会[1974]『適正処理困難物の指定について』。